

## 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 24 年 10 月末時点)

### 《調査の概要》

- 食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策（リスク管理措置）に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況について、年 2 回調査を行っているもの。

### 《調査対象》

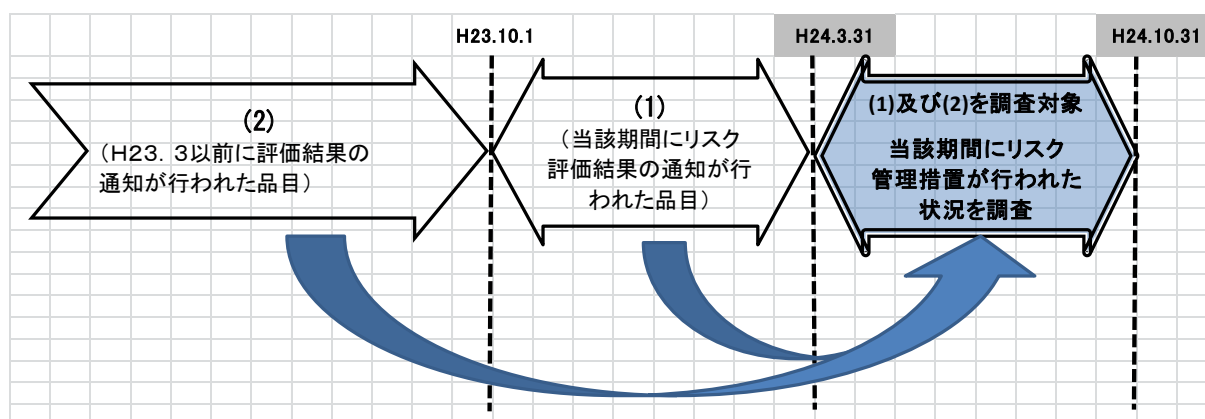
- 本調査は、
  - (1) 平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に、リスク管理機関に対して評価結果の通知を行った品目（9 分野、84 品目）

添加物 5 品目、農薬 51 品目、動物用医薬品 6 品目、化学物質・汚染物質 1 品目、プリオン 2 品目、遺伝子組換え食品等 9 品目、新開発食品 2 品目、肥料・飼料等 3 品目、その他 5 品目

- (2) (1) 以前に評価結果の通知が行われたが、前回（平成 24 年 5 月末時点）までの調査において、具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（8 分野、133 品目）

添加物 6 品目、農薬 60 品目、動物用医薬品 27 品目、化学物質・汚染物質 29 品目、微生物・ウイルス 2 品目、かび毒・自然毒 4 品目、肥料・飼料等 4 品目、その他 1 品目

を対象とし、平成 24 年 10 月 31 日時点の施策の実施状況について調査を行った。



### 《調査方法》

- 調査は、リスク管理機関から、対象の品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」による報告（平成 24 年 10 月 31 日現在）を受けることで行った。

## 《施策の実施状況の概況》

### 1 リスク管理措置が講じられた品目について

リスク管理措置済みの品目（参考資料1の一覧表のAに分類）については、いずれも評価結果を踏まえて適切なリスク管理措置がなされていると考える。

【詳細は参考資料2】

### 2 リスク管理措置まで至っていない品目について

リスク管理措置まで至っておらず、途中段階（B～G）にある品目（参考資料1-2）については、概ねリスク管理措置に向けた進捗が見られる。

### 3 過去1年以上リスク管理措置の検討経過に進捗が見られない品目（以下「滞留品目」という。）の増減について（参考資料1-3）

(1) 前回調査（平成24年3月現在）における滞留品目のうち、今回調査においては、農薬1品目、動物用医薬品1品目、肥料・飼料等1品目に進捗が見られた。

（下表①の欄）

(2) 今回の調査において新たに滞留品目となったのは、農薬で3品目、動物用医薬品で1品目であった。（下表②の欄）

(3) 以上のことから、今回の調査での滞留品目は、農薬で10品目、動物用医薬品で19品目、肥料・飼料等で1品目、化学物質・汚染物質29品目、かび毒・自然毒4品目であった。（下表③の欄）

	前回調査での滞留品目数	①進捗した品目数(減少数)	②新たな滞留品目数(増加数)	③今回調査での滞留品目数
農薬	8品目	1品目	3品目	10品目
動物用医薬品	19品目	1品目	1品目	19品目
肥料・飼料等	2品目	1品目	0品目	1品目
化学物質・汚染物質	29品目	0品目	0品目	29品目
かび毒・自然毒	4品目	0品目	0品目	4品目

(4) 今回、新たに滞留品目（上表②の欄）となったものについて、進捗が見られない理由を確認したところ、その全ての品目について、残留基準設定に必要な資料の収集中であることが挙げられた。

なお、当該品目のリスク管理措置が遅れることにより、食品健康影響の可能性がないか、『食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査』における重点確認事項等について（以下「確認方針」という。）（参考資料3）に基づき、

確認を行った。

(※前回調査で滞留品目としたものについては、進捗が見られない理由を確認し、必要に応じてヒアリング済み。)

- (5) (4)の滞留品目のうち、2品目が確認方針の2(1)(現状より厳しいリスク管理措置を求める評価結果となっている品目)及び(2)(暴露状況に関して不確実な要素がある品目)のいずれにも該当したが、3(1)のヒアリング対象(評価結果通知後3年超の品目(ただし、遺伝毒性発がん物質である等、措置が遅れることによる健康影響の可能性が必ずしも低いと推定できないものは1年超の品目))には該当しなかった。

#### 4 過去にヒアリングを実施した品目の進捗状況等について

平成24年6月にヒアリングを実施した品目(下記参考)については、進捗の段階(A~G)の変更に至るだけの進捗は見られていないが、それぞれリスク管理措置の実施に向けた調整等が続けられている。

これらの品目については、確認方針に基づいて、1年以上進捗がみられない場合、再度ヒアリングを実施することとしている。

<参考：ヒアリングを実施した品目の調査状況>

品目	リスク管理措置の実施に時間を要している理由 (平成24年10月時点)
①クロルピリホス (農薬)	暴露評価の方法等について、農薬メーカーとの協議・調整に時間を要しているため。
②クロルスロン (動物用医薬品)	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において不検出とする基準とされたため、残留基準値等の告示に当たって新たな試験法の開発が必要となり、その開発に時間を要しているため。
③プロチゾラム (動物用医薬品)	
④カナマイシン (動物用医薬品)	残留基準設定に必要な資料を収集中であるが、試験データの入手に時間を要しているため。
⑤ベンゼン等清涼飲料水関係の23品目 (化学物質・汚染物質)	食品安全委員会事務局と、清涼飲料水の規格基準の枠組み改正全体に係る諮問事項の整理について協議中。